

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷九第

行發日一月一十年八正大

論 說

特別課徴の課額の決定……………法學博士 神戸 正雄

社會の羈絆力(一)……………法學博士 財部 靜治

コールの大勞働組合論……………法學博士 河田 嗣郎

鷹山公とフリードリヒ大王の農政(二)……………法學博士 高岡 熊雄

明治の米價調節(三)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

勞働時間問題……………法學博士 戸田 海市

租稅收入の豫算見積を論ず……………法學博士 小川郷太郎

雜 錄

同盟意業の道德的批判に就いて……………法學博士 河上 肇

サボタージユ是非……………法學博士 河田 嗣郎

サボタージユに對する私見……………法學博士 神戸 正雄

近世の日本(新著紹介)……………法學士 本庄榮治郎

時事問題

勞働時間問題

戸田 海市

一 時間短縮運動の發展

一般勞働者の生活上最も苦痛を與へる直接の原因は其所得の小なることである。故に勞働運動の初期に於ては勞銀の増加を只一の題目とするのであるが、勞銀が相當に増加せられて其生活難が稍緩和せらるゝに及び、勞働時間の短縮が勞銀増加に次て重大の運動目的となる。此時間短縮運動も最初の間は主に不愉快なる工場勞働の苦痛を免れたいと云ふ消極的の要求から起る。無論時間短縮は以前よりも短時間の勞働に對して少くとも以前と同一の勞銀を得んとするものであるから、雇主より見て一種の勞銀増加運動であるのみならず、勞働者も幼稚なる間は眼前の所得の大小を過重視するの傾向を有するから、時間短縮運動の獨立なる重大價値を認めず、之をして勞銀増加運動の變形たらしめんとする場合も多く、従つて勞働者は時間の延長に對して別に勞銀を與へらるゝならば、延長時間内の勞働に對する勞銀率か正規時間内の夫れに比して別段に大ならず

とも、又甚しきに至つては夫れより一層小なりとも、尙ほ喜んで時間延長を承認する場合か多
し。

此時代に於ける労働者の時間問題に對する思想を見るに、長時間労働することは即ち労働の供給量を増加することである。労働の供給量を増加すれば其價が下落することは、他の一般貨物の供給量増加の場合と同一である。故に労働の價を高くせんとすれば成るべく時間短縮に由て労働供給量を制限せざるへからすと云ふか如き意見が常に重要視せられる。労働者の思想が幼稚であり、又其労働が極めて低く、従つて工場労働は農業や手工業に於ける労働と異つて勢力を消耗すること大なるか故に多くの營養を採ることを要するに係はらず、之を採ることか困難なる場合に於ては、人間の幸福は主として多く所得を得て多く消費するに在りと考へ、人間は其の食ふ所のものなりと云ふか如き物質生活過重の思想が自然に起る。マルクスの剩餘價值説が労働時間延長の弊害は労働者の當然の所得を奪ふて資本家に不當の利得を得せしむるに在ることを力説し、其時間延長が労働者の人間として生活する時間を減するの點に同じ程度の注意を拂はなかつたと云ふことは此時代を反映するものと見ることか出來るであらう。マルクスの此説に對しては近來能率研究者が技術上の誤謬を指摘しつゝあるか、併し機械の改良は常に其運轉速度の増加を意味し、現代物質文明の進むと云ふことは人間が神經過敏になること、同義であるとの説もあるから、少

くとも産業革命の初期に於ては能率技術の上より見てもマルクスの説か左ほど誤つて居なかつたかも知れぬ。此説か最も吾人の興味を惹くは此の如き技術上の點よりも、寧ろ唯物論者としてのマルクスか長時間勞働の問題を研究するに方り。其の人間として生くべき時間に及ぼす影響よりも、主として其の分配に及ぼす影響に着眼したと云ふことである。然るに勞働者が有形無形に向上するに及ひては勞銀増加の意義を離れ、勞働時間を短縮することに由り工場以外に在て人間としての生活を味ふの時間を得たいと云ふ積極的の慾望が強まり、茲に初めて時間短縮運動か獨立の意義を生して來る。此の如く時間短縮問題の意義か次第に變化することは勞働者階級の向上の自然の結果であるとは云へ、此變化を起すことに付ては勞働運動の指導者の努力か大に與つて居ることを常とする。是れ勞働時間か過長なるときは、一般勞働者か極度の疲勞に陥つて勞働運動に参加するの餘力を存しない。又彼等は通例其疲勞を忘るゝ爲めに飲酒其他の有害なる刺戟的享樂に時間の餘裕を費して勞働運動に熱心に参加しない。故に指導者か有力の勞働運動を爲さんとすれば、是非とも勞働時間を短縮するの必要を感じて大に之に努力するからである。

工場主は成るべく日々の生産高を大にし、特に其固定資本を長時間運用することに由つて生産費を減少せんとし、従つて勞働者の能率を害せざる程度の時間短縮には同意すべきも、夫れ以上の時間短縮には反對すると同時に、延長時間の勞働に對しては相當に大なる割合の勞銀を拂ふこ

をも辭しない。然るに相當の生活を營むの勞銀を得つゝある勞働者より見れば、如何に勞銀が高まるも勞働時間が長きに過るときは、勞銀の價値の大なる部分は消滅する。何となれば勞働者が機械と分業の極度に應用せられて仕事自身が無意義無趣味となれる現代的工場に於て生活する時間は、人間として生活するの意味が甚た乏しく、寧ろ其人間性が大に傷けらるゝものであつて、彼等が眞に人間として生活せんとすれば一時も早く工場を逃れ出ねはならぬからである。勞働者自から企業者を兼ねる小企業の場合には、勞働者は其勞働の結果を全部自から收得するの樂みがあり、自己の創意を自由に働かし得るの愉快があり、之を技術的に見ても機械や分業や工場規律に由て其動作に不自然の拘束を受けず、又仕事其物か人間固有の活動慾の満足となる場合も多い。故に小企業に於て勞働することは人間として生活するの意義を多分に有するから、外部より其勞働時間に干渉するの必要が殆んど存在せざるに反し、今日の工場勞働は人間として生活するに必要の勞銀を得る手段として其生活の一部を犠牲に供し、即ち其時間丈け勞働者の壽命を縮めるやうなものであり、其勞働が過激長時間なる場合には人間として生活するの能力其物をも毀損し、到底之に由て得る所の勞銀を以て此損失を回復するを得ない。故に工場勞働の性質を著しく變更せざる限りは、資本主義の下に於ても將た社會主義の下に於ても成るべく勞働時間を短縮するの必要なるは明かである。只た將來更に小企業隆盛の時代か來り、又は文化的慾望が大に

發達して之を充足する爲めの生産が大に増加し、即ち今日の如き量の生産に比して質の生産が大に増加し、従つて生産勞働に従事する者が自由に其個性を仕事の上に發現するの機會が増加し、其結果生産勞働の少なからざる部分か恰も今日學者か研究に従ひ、藝術家か創作に耽るか如き状態に近づくに至つたならば、勞働時間問題は今日の如き重要義を失ふてあらう。

二 我國の勞働時間の現狀

我國に於て勞働運動か稍重大の社會現象となつたのは戰爭以來のことであつて、勞銀問題の外に勞働時間短縮の要求か起つたのは僅かに最近數ヶ月以來である。一般勞働者の未だ大に覺醒するに至らざると同時に、勞銀の低きことか彼等の最大苦痛であるか爲め、目下の時間短縮運動も未だ勞銀増加運動の變形たるを免れない有様である。我國の工場に於ける勞働時間は歐米先進國に比して一體に長いが、特に短時間が必要とする所の女工少年工の勞働時間か、寧ろ男子の夫れを著しく超過するほど不當に長く、而も我國の工場に於ては女工か非常に重要な部分を占め、之か爲め男工の主に従事する金屬工業か戰爭の影響として大に發達した今日に於ても尙ほ、女工の數は殆んど男工と相等しき状態であるから、時間短縮の必要か甚だ切迫して居る。一國に成立する産業は之に従事する者に相當の生活費を與へ、又少くとも従業者の身體精神を健全に保持する

程度以上の労働を之に強いてはならぬ。此等の條件を充たし得ざる産業は、國民の有形無形の勢力を減耗することに由て存立するものであるから寄生蟲的産業と云ふべきである。此の如き産業は他の一層切迫せる損害を防止する爲め、又は國民の將來の大發展を來たす爲めに例外的に許るざるべきものである。彼の保護政策に由て成立する産業の如きも寄生蟲的であるが、國民か之を維持する爲めに拂ふ所の犠牲は財産上の負擔の増加であつて其損害は必しも常に甚しくない。然るに或産業を維持する爲めに國民の健康を直接の犠牲とするの損失は甚大であり、此の如き産業か一國に多く存在するときには國民の衰退を來たさざるを得ない。我國の工業中に基本的の地位を占むるものは纖維工業就中製絲業及紡績業であるが、此等の工業か將來國民の母たるべき又は現に母たる女工に一日十四時間と云ふか如き長時間労働又は徹夜業を強ひ、其健康と精神とを甚しく毀損することに由て維持せられて居ると云ふ事實に顧るときは、労働時間問題か如何に我國の大問題であるか、明かであらう。

從來我國の工場に於て男女工を問はず一體に労働時間の長かつたことに付ては已むを得ざる事情もあつた。先づ我國の資本か乏しく技術か甚だ幼稚であつた爲め、工場工業を成立せしめんとすれば、労働者に低廉の勞銀を與へて之に過勞を強ゆることを要した。又一般に労働者の能率か低く、特に規律を嚴守し且つ勢力を集中して短時間に多大の生産を爲すの能力と慣習とか缺けて

居たから、勞働時間を長くすることに由て此等の缺點を補ふことを必要とした。然るに近來は漸次此等の事情に變化を示して來たから、今日は最早や以前の如き長時間勞働に由らされは工場工業を維持するを得ないと云ふことは出來ない。否な從來の方針を墨守することは我工業の前途を危ふするものである。從來我國の工業は一般に低級品の生産を主としたが、此種の工業は到底時勢の進歩に應じて勞働者の生活を向上せしむるに足るの勞銀を拂ふの力かないから、今後は多額の工資を收得し得る高級品生産に進むことか必要であり、又明治の初年以來殆んど無意識的に根本的社會政策たる普通教育を勵行した結果として、我國の下層民は今後高級品生産に進むの能力もあるか、一面には從來の如き低級品生産は支那印度等の後進國に於て急速に發展しつゝあつて我國か之と競争することは日に困難となりつゝある。而して我工場に於て高級品生産を發達せしむるに於て最も急務とする所は、熟練職工か多數に發生して其技能か益上達するの一事である。此外に資本を増加して工場の設備を改良することも必要であるが、戰爭以來の我國は最早や以前の如く必要の資金に缺乏するものでない。然るに從來の如く長時間勞働を強ゆるときは、勞働者の健康を損して其の工場生活を續くることを困難ならしめ、又仕事の不愉快なる爲め勞働者をして之に對する興味を失はしめて技能の上達か不能となり、特に工場に於て勞働者を過勞せしむるときは、疲勞を忘るゝ爲めに有害なる刺戟的の享樂に耽つて其健康も精神も毀損せられ、到底技能

の上達も規律的慣習の發達も望まれない。故に單に經濟上の利害より見るも從來の勞働時間を適度に整理し短縮することを必要とする。

一般勞働者が勞働時間の長き爲めに其の日々從事する所の工場生活に對して甚しき不快を感ずることは、實に彼等の生存其物を不快ならしめ、従つて之をして現社會に對し強き反感を懷かしむる最大原因である。如何なる社會組織の下に於ても各人が自己の仕事に對し愉快なる氣分を以て最善の努力を爲さざるときは、共同生活を圓滑に維持することか出來ないのであるが、此目的を達する爲めには決して獨り勞働の物質的報酬を大にして外面的刺戟を加ふることを以て足れりとせず、必らずや勞働其物を成るべく快適ならしめて内面より自發的に活動せしめねばならぬ。

此方か寧ろ報酬よりも一層重大である。各人が自己の職業を好愛し尊重し、之に由て報酬を得ると云ふ關係を多少でも超越して、之を人間たるの責任の遂行なりと感し、即ち共同生活に對する愉快なる奉仕なりと感ずることか、社會の維持に必要であるが、不自然なる長時間の勞働を強ゆるときは、勞働者は精神的に其勞働を嫌惡し、又過度の勞務に堪ゆるの必要上不規律不熱心に働いて成るべく骨惜みを爲し、到底之をして其職業を尊重せしめ、之に對して最善の努力を爲さしむるを得ない。此點より見れば假令へ勞働者の側に於て時間問題に關し未だ充分の覺醒が起らず、従つて其短縮の要求が強く起らすとも、進んで適度の短縮を行ふことか目下の社會的不安を緩和

するに付て勞銀増加に劣らざる重要な意義を有する

三 時間短縮の障碍

我國の工場勞働時間を適度に短縮するの必要なるは上述の如くであるが、併し目下國際問題となれる八時間勞働を一切の工場に對して直ちに厲行するときは、假令へ工場主をして充分に技術及經營上の改良を行はしめ、又相當に利潤の減少を忍はしむることか出來ても、尙ほ勞働者に勞銀低下の苦痛を蒙らしめ、又失業の苦痛をも蒙らしめて時間短縮以上の不利に陥らしむるの危険か少なくない。此危険たるや世人の往々信するか如く總ての工場に普遍的にして且つ其程度の甚大なるものではないが、併し餘り樂觀して急進論を主張することは出來ない。而して此危険の起る第一の原因は外國との競争關係である。我工業にして僅かに國內の需用を充たすに過ぎざるものに在ては、保護貿易策に因て外國競争を防ぐことか出來ないではないが、今後の大體方針として保護貿易の程度を今日以上に強めることは決して得策でない。又此外國競争を最も顧慮するの必要あるは輸出品生産の工業であるが、我國の重要なる工場工業は何れも其生産の大なる部分を外國に輸出すること由て維持せらるゝものであつて、之に對し先進國の競争か存するのみならず、近來は支那印度等の後進國の競争か著しく強まつて來た。先づ我工場工業の中で最も多く勞

働者を使用する製糸業は其産額の七八割以上を輸出し、紡績織布業も約其半額を輸出し、其他重要の雜貨工業は何れも生産の大部分を輸出することに由て成立するものである。世界の工場國を以て自から任する所の英國すら、其工業品生産高の四分の一を輸出して其他は國內需用を充たすものであると稱せらるゝに反し、幼稚なる我國の工場工業が上述の如く何れも其生産の大部分を輸出することに由て維持せらるゝことは、世界經濟界に於ける異例であり、其の何故に然るやは茲に論ずるの邊を有しないが、兎に角我工場工業が甚しく外國競争に露されて不安定の地位を有するものであることは明かである。而して此等の工業は先進國の競争を蒙むるのみならず、國際勞働法規の厲行の困難なる支那や印度が強敵となつて居る。此等の後進國に於ける競争業は從來も先進國の資本と技術とに由て經營せらるゝ部分は少なくなかつたか、今後は先進國の經營が益盛んとなるの形勢があるから、我國は此方面の競争に對して特に注意を拂はざるを得ない。世界の文明國を擧つて勞働運動は急轉しつゝあるか、若し今後も尙個人的資本が相當の自由を以て存續するものとすれば、先進國の資本は後進國中支那に移動して商工業を經營することが大に増加するてあらう。從來世界の後進國は未開の天然資源を包藏するか爲めに先進國の投資の舞臺となつたのであるが、先進國に於て勞働者の使用が甚だ困難となるへき今後に於ては、後進國の勞働者を使用することか先進國の資本家に對して新なる重要義を生し、従つて先進國の資本が

從來は後進國に於て多く鐵道鑛山等の天然資源開發の爲めに運用せられたるに反し、今後は更に其低廉なる勞働を多く使用する所の一般工業の方面にも外人外資が活動することゝなるてあらうか、之に由て競争上最も苦痛を蒙りたるものは我國の勞働者である。此等の後進國が假りに主なる國際勞働協約に参加することか出來たとしても、後進國自身の手に由て協約を履行することは殆んど望まれない。左ればとて國際共同管理の方法に由て之を履行することも決して容易でないのみならず、此の如き後進國の主權侵害の政策を行ふことか正當なりやも國際政治上の大問題である。固より先進諸國の資本家か後進國に於て工業を經營する場合にも、其工業は概ね後進國の勞働者の能力に適應する低級のものであるから、我國が更に高級の工業に方向を轉ずることによつて或程度に其競争を免れることか出来る。而も我國が高級工業に移るに付ては決して從來の如き長時間勞働や夜業を行ふことを得ざるは既に述べし所であるが、一面に我國が此方向轉換を爲すに付ては無論努力奮闘に相當の年月を要するのみならず、此方面には先進國の競争が存在する故、急速に之を實行することは尙更ら困難である。要するに我國は外國競争に付て甚しく悲觀するの必要はないが、併し我重要工業が其生産の大なる部分を輸出することに由て維持せらるゝと云ふ不安定の事實に顧るときは、勞働時間問題に付ては輕卒なる樂觀的態度を採るを得ない

勞働時間の問題に關して外國競争と同じ程度又は夫れ以上に注意を要するは、國內に於て重要

の工場工業に對し家内工業の競争の存在することである。先進國に於ては資本の豊富なること、技術の進歩せると、一般下層民の地位の向上せると、工業品の品質の一般に優良なるものか需用せらるゝとの爲めに、不完全なる家内工業か工場に對して有力の競争を爲し得る場合は稀有の例外である。然るに我國は之に反し最も多くの労働者の従事する織物業に付ては殆んど全國到る處に工場工業に對して都會の家内工業があり、農民の副業もあり、其他の諸工業就中雜貨工業に付ても同様の競争關係か成立し、政府は農民の副業を獎勵する爲めに特別の機關を設け、重要都市の労働紹介所は内職の紹介にも盡力し、甚しきは政府か下級役員に充分の俸給を與へず、其家族に内職を獎勵して俸給の不足を補充せしめんとして居るか如き現狀である。故に今日總ての工場に對して畫一に急激なる時間短縮を厲行すれば、工場か衰退して家内工業や副業か優勢となる場合か決して少なくない。云ふ迄もなく家内工業に於ける労働者の所得は工場労働者に比して甚た少なく、又彼等の間には工場労働者の如く團結運動を起して其地位を向上することか殆んど不能である。又家内工業の生産は粗製濫造に陥り易く品質の不整一なることや、引渡期限の不確定となる弊害も甚しく、従つて工業か工場より家内工業に移ることは産業の退歩であると同時に労働者の墮落である。

以上に由て見れば労働者の利害より見ても急激に八時間労働を厲行し得る場合の少なからざる

ることか明かである。只た從來工場工業か家内工業の競争に對して困難を感じたる要點は、資本の缺乏せる我國に於て工場に多額の固定資本を投するの不利なると同時に、都鄙を通して不層民の生活程度甚た低き爲め至廉の工賃に甘んじて家内工業に従事する者の甚た多かつたことであるが、近來我國の資本か増加して工場の維持に以前の如き困難を感せず、一面には一般下層民の生活程度が高まつて來たから、以前の如く家内工業を自由に膨脹して工場と競争することか困難となつた。故に工場に對して家内工業の競争の存在する場合と雖ども、工場か相當の時間短縮を行ふことは決して困難でない。勞働運動の盛んとなるに従ひ、工場勞働者の社會的地位か急に重要視せられ、今日は下級役員の方か却つて勞働者に及はないと云ふ觀念も強まつて來たから、此際工場か從來の如き不自然なる長時間勞働を改めるならば、下層民にして種々の點に不利益なる家内工業を棄て、工場勞働を採らんとする者か多くなつて居る。目下長時間勞働を課する所の纖維工業の工場は非常に勞働者の缺乏に苦しみ、巨大の費用を投して種々の職工誘引策を講しつゝあるが、此際此等の工場か時勢の進歩に顧みて適度の時局短縮を行ふことか最も有力なる職工誘引策となることは、曾て徹夜業廢止に付て述べたと同様である、現に近頃は新聞紙の職工募集廣告を見ても大活字を以て八時間勞働の文句を挟むものか次第に増加しつゝある。

四 適當の時間制度

勞働時間は各種工場に於ける勞働の苦痛不快の程度、之に従事する一般勞働者の體質の強弱、其能率の大小、工場設備を完全にすることに由て時間短縮を實行し得る程度の大小、内外に於ける競争關係等に由り畫一に決定するを得ない。故に法律に由て定め得るは其最高限度であつて、天災地變等の異常の場合又は季節工業の如き特種業の場合を除きて一般に厲行すべきものである。何れの國に於ても自衛力の強大なる男工、就中熟練男工は此法定限度に達するか如き長時間勞働を探ることは例外であつて、各自に出來得る限りの時間短縮を實行して居る。歐米に於ける實際の勞働時間は英國が最も短かく、戦前に於ても八時間又は夫れ以内の場合が多數に存在したが、其他の國に於ては九時間乃至十時間の場合が多かつた。我國に於ても從來男工の正味勞働時間は十時間前後であつて、歐米に比し甚しく長時間と云ふを得ないが、最も多く保護を要する所の女工及少年工は法定限度に達する長時間勞働を強制せられつゝある。我工場法が女工少年工に適用せらるゝ法定限度を遁則として十二時間即ち正味十一時間とすることか、既に文明國の標準より見ても亦勞働者の健康の上より見ても甚だ過長であるのみならず、女工に由て維持せらるゝ絹業工場に於て今尙ほ法律上十四時間と云ふか如き不當の長時間を認め、我國の女工の大なる部分か此殘

酷なる例外法に支配せられて居ると云ふことは社會政策上の大缺點である。此の如き長時間労働は天災地變等の異常の場合に於ては已むを得ないことであるか、平時に於て之を繼續することは、例令へ其作業か比較的に輕易なりとしても、最早や是認するを得ざるものなることは、恰も紡績業に於て徹夜業の是認すへからさると異らぬ。

目下の國際問題となれる八時間制度に對して如何なる態度を採るべきやと云ふに、先づ講和會議に於て八時間労働を望まじきものとする國際的宣言に對しては、我國も既に同意して居ることであるから、我國の政府及公法團體の經營に屬する工場に於ては猶豫なく之を斷行することか當然である。既に屢本誌に於て論せし如く國家が社會政策を行ふの方法としては、民間事業に對して労働者待遇に關し命令を下すことの外に、國家が自から雇主となれる場合に其労働者の待遇を模範的にすることか重要である。今後の大勢は公營事業の大に増加することであるから、此方は社會政策上益重要な意義を生ずる。特に民間の營利業に對して法規を定むるには常に國民的最低限を目標とせざるを得ないから、其效力の不充分なるを免れざるに反し、國家が雇主となりて模範的待遇を行ふ場合には目標を相當に高くすることか出来る。故に公營事業が大に増加して労働者の一大部分か之に使用せらるゝことゝなれば、其模範的待遇は民業に對して單に無形の誘導的效果を生ずるに止まらず、現實に労働需用の競争に由て民間待遇の改善を強制するの効果を

生ずる。我國は經濟及社會事情の幼稚なるに比して公營事業の模範が大膨脹を爲し、鐵道、郵便、電信、電話の交通業を初め、陸海軍の兵器製造、製鐵業、財政上の專賣事業及廣大なる官林の經營を行ひ、地方自治體の公營事業も大に増加しつゝあるから、國家自治體か模範的待遇を行ふことは、役員階級に對する社會政策上重大の決定的效果を生ずるは勿論、一般労働者の地位の向上にも多大の效果がある。而して公營事業は民業の如く純營利的たるを得ざるは勿論であるのみならず、内外競争關係を顧慮するの必要も殆んど存在せず、加ふるに公營事業は一般に規律立ちたる大規模のものであるから、其設備の改良や經營方法の刷新を行ふことも、比較的容易である。故に予輩は我國が先づ公營事業に付き八時間労働を履行して國際聯盟に對する協調的誠意を示すことを切望する。此事たる獨り對外的に國家の誠意を示すに必要なのみならず、國民に對しても現在の國家が社會政策の實行を其大任とするの誠意を有することを示すに必要である。

民間事業に在ては今日直ちに最高限度八時間を履行し得ることは既に述べし所に由て明かであるが、卑見に由れば此際國民一般の覺醒を促かし、出來得る限り労働時間を整理して労働者の生活を愉快にすることに努力せしむる爲め、原則として八時間労働を認め、之を超過するに付ては一定の制裁と制限とを加へることを適當とする。即ち八時間を超へんとする場合には獨り労働者の同意を要するのみならず、超過時間内の労働に對しては正規時間内の夫れに比して法定の勞

銀増率を爲すの制裁を加へ、其増率は今日實行せられつゝある多數の實例に顧みて之を二割とし、更に此時間延長を無制限とせずして之を二時間に限り、従つて平時に在ては正味十時間までとすへきてある。今日は原則として十二時間即ち正味十一時間であるから、予輩の案は實質上漸進的のものであつて實際の必要を無視せず、而も一般工場をして出來得る限り時間短縮に努力せしむるの效果がある。目下英國の議會に於て審議中の八時間労働法案は雇主労働者双方の團體の同意ある場合には政府の許可を得て八時間の原則を伸縮し得ることとしてあるが、我國には未だ各種工業に於て同業者を網羅せる團體かないから、其同意を條件とすることは實行不能であつて個々の當事者の同意に由るの外なく、又最長十時間までの制限を附する上は、其上更に一々時間延長に於て政府の許可を受けしめて、全く此種の延長を例外扱ひとすることは餘りに急進的である。仕事の性質が労働者の健康上有害である場合には、労働時間の長くなるほど其能率が減少するものがあるが、此案に由り八時間以上に延長せんとすれば、雇主は能率の減したる労働に對して大なる勞銀を拂ふの不利を蒙むる故、健康上有害なる作業に於ては特に時間短縮を促かすの效果がある。同じ理由により一般従業者の體質が脆弱にして長時間の労働に堪へ難き場合にも、此案に由れば自然的に時間短縮を促かすこととなる。我國の労働者は時間問題に於て未だ充分に覺醒せず、延長時間に對する勞銀を増率せざるも尙ほ之に満足する傾かあるから、法律に由り延長時間に對

して増率を強制し、雇主をして利害の打算上より時間短縮を厲行せしむるの制度を適當とする。我國に嚴格なる八時間制度の實行が困難なりとすれば、我國は此國際的原則に對して如何なる除外例を求むべきやに付き、世間の議論は大體二種に分れて居るやうである。一は全般的に相當の猶豫年限を求むへしとの説であり、他は特別の事情ある事業に付て除外例を求むへしとの説である。先づ全般的猶豫年限説に付て見るに、猶豫年限と云へば長くとも三五年に限らるべきものである。我工場法が夜業禁止に十五年の猶豫年限を認むるか如きは、寧ろ當分夜業禁止の意思なしと云ふ意味が強、到底猶豫年限として世界的に通用すべきものでない。論者が果して數年後には例外なく一律に八時間最高限制度を厲行し得へしと認める者であるかは甚だ疑はしいが、滿期に至つて更に特種事業に付き除外例の要求を提出するか如きは、獨り我國の世界的信用を維持する所以でないのみならず、我國労働者をして國家の誠意を疑はしめ、之か爲め我國の社會問題を險惡ならしむるの結果となる、又論者の眞意が數年後には八時間制度を厲行するに在りとすれば、國家の手に由り強制的に今日より直ちに一般民業をして其實行の準備に着手せしめねばならぬ。之を自然に放任して置けば人情の常として滿期に至るまでは現狀を維持することゝなるは免れ難い所であるから、予輩の主張する如く今日より八時間以上の延長に對し相當の制裁を加へて成るべく短縮に努力せしむることを必要とする。予輩は數年後に至つても工場の種類を問はず盡一

に八時間を厲行することは困難であると信するが、假りに畫一的厲行か可能なりとしても、満期に至るまで法制の上に現状を維持すれば實際に於ても現状維持者か多くなることを免れない。然るに一旦期限滿了すれば直ちに八時間制度を厲行することゝすれば工業界に大なる混亂を生じ、延びて一般經濟界にも有害なる動搖を生ずることを免れない。尙ほ注意すべきは今後數年間は歐米の經濟界も恢復の困難なることか明かであるから、我工業か其競争の爲めに甚しき壓迫を受くるの危険も少なく、従つて我國か時間短縮の準備を行ふことも比較的容易であるが、若し幸に歐米の社會的動搖か鎮靜するときは、數年後には其經濟界か相當に勢力を恢復するであらう。其際に我國か急激に時間短縮を行ふことゝすれば非常の苦境に陥らねはならぬ。要するに此説は一時逃れのものであつて深く前後を考へたものと云ふを得ない。

次に特種工業除外例説を見るに、除外例と云へは無論少數の種類の工業に限らるへきてあるが、論者か果して今日少數工業を除きて其他の一般工業には直ちに八時間労働を嚴格に實行し得へしと考へる者であるとするれば、是れ甚た輕卒なる斷定と云はねはならぬ。目下大阪神戸等に於て行はれつゝある八時間労働なるものは、單に勞銀計算の標準を八時間として之に在來の勞銀を與へ、其以上の時間に對しては別に勞銀を支拂ふと云ふ増給運動の變形に過ぎざるを常とする。眞の八時間制度と云へは無論此の如き方法を許さなから、今日大多數の工業に之を實行することは

困難である。又特種の工業を除外すること、すれば、如何なる工業を除外すべきの決定にも甚た困難を生ずる。我が工場行政に於ても從來淺薄なる輸出萬能思想より輸出絹業に付て特に十四時間までの時間延長を認め、之か爲め體質上最も保護を必要とする年少の女工を虐待するの結果を生したのであるが、今後も此の如き過誤を生ずるの弊は免れ難い。又論者は果して除外例を適用する工業に於ては労働時間を現状の儘とし、従つて輸出絹業の如きは從來の十四時間を其儘に繼續せんとするのであるか、又此の如き除外例は今後幾年を繼續せんとするのであるか。此等の點に付ても論者は深く考へて立論して居らぬやうであるが、我國の労働者の間に於ても時間問題に付て大に覺醒の起らんとする今後に於て、工場主が強て從來の長時間労働を維持せんとすれば、莫大の職工募集費を投し、誘拐や人身賣買に類する手段を以て職工を募集するの外なく、又一旦誘ひ來つた職工をは寄宿舎に收容し、監禁に類する不當の方法を以て之を抑留し、又は悖德的なる誘引方法を施して之に勤續を強ゆるの已むを得ざるに至るのであるが、労働問題の急轉しつゝある今日に至ては此の如き不當の方法は嚴重に取締らねばならぬ。國際労働機關が設けられて次第に各國の労働狀態を調査公表することになれば、歐米先進國の注目の焦點となれる我國が從來の如き弊害を其儘に放任することは出来ない。然るに職工募集に關する此等の有害なる方法に對して取締を行ふこと、すれば、不當なる長時間労働や徹夜業を繼續する工業は當然に女工の補充を

爲すことを得ざる結果となる。故に今後此等の工場に於て時間短縮や徹夜業廢止を行ふことは、工場を維持する上より已むを得ざる方法となるのである。長時間労働を認めされば工業が倒れると云ふ場合であるならば、之に特別の除外例を認めることは已むを得ないとしても、今日長時間の除外例を求めんとする工業は何れも目下特別の好景氣である爲めに、成るべく自由に好景氣の利益を擧げんとして除外例を求めるのである。假りに此等の事業が非常に高き勞銀を支拂ふて公平に其利益を労働者にも分配するの態度を探るとしても、國家は多數の婦女少年が一時的利益の爲めに其健康を毀損するか如き過勞に服し、國民衛生上永久に悪影響を及ぼすことを認容するを得ない。要するに特種工業除外例説も確固たる根據を有するものと云ふを得ない。

以上の如く世間の除外例説は何れも空漠たるものであつて、如何にもして時間短縮の目的を達せんとするの眞面目さが見へない。是には種々の原因もあるか、結局人生の幸福は多く生産して多く消費するに在りと云ふ現代の物質生活過重思想に基づくものである。今日の工場労働なるものは人間を生きた機械とするものであつて、労働其物は人生の重要部分としての意義は殆んどない。人間か此の如く生きた機械に墮落して日々の時間の大部分を費しても、之に由て多くの所得を得さへすれば夫れて人間は幸福となり得るものであると考へるから、時間短縮を重要視しないのである。今日の社會問題の起る原因は一口に分配の不公平なることに在りと云ふのであるが、

併し更に遡つて考へれば現代人か物質生活尊重思想に支配せられて居るから、分配の多少を人生最大の問題とし、各人全力を盡して自己の分配を多くせんと争ふの結果、今日の如き分配の不平を生ずるのである。又此物質生活尊重思想の存するか爲めに生産事業の只一の目的は生産の結果を大にすることに在りとし、之か爲めには生産労働か如何に無意義不愉快のものとなるも顧みない。今日の社會問題なるものは表面上は専はら分配の不公平に對する民衆の反抗であるが、更に立入つて觀察すれば無意義不愉快なる現代的工場労働に人生の大部分を捧げざるを得ざる悲惨の運命に對する人間性の反抗に外ならぬ。従つて單に分配を正くして消費を増すことに由り解決せらるべき性質のものではない。機械と分業とを極度に應用する現代的工場の労働時間の問題を考へるに方つては是非とも此根本の原因に遡らねばならぬ